

mit
IP 通 信 網 契 約 約 款

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団

改訂履歴

日付	概要
2025/9/1	初版作成。サービス開始に合わせてリリース

「mit 光」IP 通信網契約約款

第1条（約款の適用）

- 1 公益財団法人真庭エスバス文化振興財団（以下「当財団」という）は「mit 光」IP 通信網契約約款（以下「本約款」という）を定め、「mit 光」（以下総称して「本サービス」という）を提供します。
- 2 本サービスは当財団が、NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」という）が提供する「光コラボレーションモデル」を活用し、当財団が契約者に対し、光回線と当財団のサービスを一体的に提供するものです。
- 3 本サービスの提供条件については、本約款に定めのある場合を除き、NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款によります。
- 4 当財団及び NTT 西日本がホームページ、その他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本約款の一部を構成するものとします。

第2条（約款の変更）

- 1 当財団は本約款を変更することがあります。この場合には、料金、その他の提供条件は変更後の約款によります。
- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（サービスの種類）

- 1 本サービスの対象は次の通りします。

mit 光	NTT 西日本が定める IP 通信網サービス契約約款のメニュー5-1 及び 5-2 に係るもの。FTTH サービスにより、契約者回線に係る終端への伝送方向については最大 1Gbps まで、他の伝送方向については最大 1 Gbps までの FTTH 接続機能をご利用いただけるサービス
-------	---

- 2 本サービスは NTT 西日本の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。
- 3 本サービスはベストエフォートサービスです。
- 4 本サービスは NTT 西日本または当財団の設備（真庭ひかりネットワーク）およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

第4条（サービス提供区域）

- 1 本サービスは NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款第 6 条によって定められた提供区域に提供します。
- 2 前項の定めによらず、当財団が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第5条（契約の種類）

- 1 本サービスは NTT 西日本の提供する光コラボレーションモデルを活用した「IP 通信網サービス」を提供します。
- 2 本サービスのローミングサービス契約はありません。
- 3 本サービスに臨時 IP 通信網サービス契約はありません。

第6条（契約の単位）

当財団は当財団の発行するユーザ ID(当財団が契約を管理する当社独自の ID) 1 つに対し、1 回線の IP 通信網サービスを提供し契約を締結します。契約者は 1 の契約に 1 人に限ります。

第7条（契約者回線の終端）

- 1 本サービスの終端は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 当財団は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議し決定しますが、契約者の希望場所に設置できない場合があります。

第8条（転用）

- 1 NTT 西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 西日本が定める種類の回線（以下「NTT 西日本の提供する光回線サービス」という）は、本サービスに移行すること（以下「転用（事業者変更）」という）ができます。

- 2 NTT 西日本または光コラボレーション事業者の提供する光回線サービスから本サービスに転用（事業者変更）する場合、または本サービスより NTT 西日本または光コラボレーション事業者の提供する光回線サービスに転用（事業者変更）する場合、当財団指定の様式にて当財団の定める事項を提出していただきます。
- 3 転用（事業者変更）に際し、NTT 西日本の提供する光回線サービス契約者または光コラボレーション契約者（契約者より委任された者も含む）は NTT 西日本が指定する方法で、NTT 西日本または光コラボレーション事業者に転用（事業者変更）承諾を得るものとします。
- 4 転用（事業者変更）承諾手続きについて、NTT 西日本の提供する光回線サービス契約者または光コラボレーション契約者と委任された者の間の争議について、当財団は一切の責任を負いません。
- 5 本サービスより NTT 西日本または光コラボレーション事業者の提供する光回線サービスに転用（事業者変更）する場合、本サービスは解約となります。

第 9 条（契約申込の方法等）

- 1 本サービスを申込み（本約款 第 9 条の方法も含む）ときは、次の事項について当財団指定の様式にて提出していただきます。
 - (1) 本約款第 3 条のサービス種類
 - (2) 契約者の氏名
 - (3) 契約者の性別
 - (4) 契約者の生年月日
 - (5) 契約者の連絡先
 - (6) 本サービスの回線の終端の場所
 - (7) 料金の支払い方法
 - (8) その他当財団が指定する事項
- 2 申込者のうち転用（事業者変更）により本サービス契約の申込みをする転用（事業者変更）資格保有者は、当財団所定の方法により、前項各号に定める事項に加えて、次の各号に定める事項（以下前項各号の事項と併せて「申告情報」という）を当財団に申告する必要があります。
 - (1) 転用（事業者変更）承諾番号
 - (2) NTT 西日本または光コラボレーション事業者の提供する光回線サービスにおける回線契約者名
- 3 前項の申込者は第 1 項所定の申込みを行うにあたり、転用（事業者変更）後に利用することを希望するサービスのタイプ（NTT 西日本の提供する光回線サービスのタイプに相当するタイプ）を以下の各号のいずれかから選択することができます。
 - (1) 転用（事業者変更）前に利用していた NTT 西日本の提供する光回線サービスのタイプ
 - (2) 当財団の指定するタイプこの際、申込者は第 1 項所定の申込みを行うにあたり、いずれを選択するか当財団に申告する必要があります。
- 4 本サービスの申込みの際し、契約者本人（契約者が法人である場合も含む）である公的な証明となる書類（当財団が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。
- 5 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの（以下「代行者」という）が代行して申込み場合、当財団に委任状を提出していただく場合があります。

第 10 条（契約申込の承諾）

- 1 当財団は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って NTT 西日本または光コラボレーション事業者に回線の開通や転用（事業者変更）の諾否を照会し NTT 西日本または光コラボレーション事業者が承諾した場合に、当財団は申込みを承諾します。
- 2 当財団が契約申込みを承諾したときを以て、契約締結とします。
- 3 NTT 西日本または光コラボレーション事業者が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または当財団が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、当財団は一切の責任を負いません。
- 4 当財団は本条第 1 項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - (2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (3) 申込みをした者が工事に關する費用、その他当財団に対する支払いを怠る恐れがあるとき

- (4) その他当財団の業務遂行上、支障があるとき
- (5) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）と判断される場合
- (6) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第 11 条（利用者情報の提供）

本サービス契約者の情報について当財団は NTT 西日本または光コラボレーション事業者に通知し、NTT 西日本または光コラボレーション事業者はそれらを記録・保管します。

- (1) 契約者の氏名
- (2) 回線の設置場所住所
- (3) 書類等の送付先住所

第 12 条（契約者回線等番号）

- 1 契約者回線等番号は、NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款第 15 条第 1 項、第 2 項の定めるところにより、1 の契約者回線等ごとに割り当てます。
- 2 NTT 西日本及び当財団の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

第 13 条（契約内容の変更）

本サービスの契約者は転居等、回線の終端場所を移動（以下「移転」という）するにあたり、当財団および NTT 西日本が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

第 14 条（サービス回線の移転）

サービス契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線の移転を申込むことができます。

第 15 条（サービスの一時中断）

本サービスの利用の一時中断は請求できません。

第 16 条（サービス契約に係る契約上の地位の譲渡）

本サービス契約に係る契約上の地位の譲渡はできません。

第 17 条（サービス利用権の譲渡）

本サービスの利用権は譲渡できません。

第 18 条（回線相互接続）

当財団は本サービスに対する相互接続を行いません。

第 19 条（当財団が行うサービス契約の解除）

- 1 当財団は次のいずれかに該当する場合、本サービスの契約を解除することがあります。
 - (1) NTT 西日本から当財団に対し、本サービスの契約を解除された場合
 - (2) 本サービスの契約者が本約款に反した場合
- 2 第 20 条第 4 項から第 5 項の規定は、本条に基づき当財団が契約の解除をする場合に準用します。

第 20 条（本サービス契約者が行うサービス契約の解除）

- 1 本サービス契約者が当財団に対し本サービス契約の解除をする場合は、当財団指定の手段にて当財団に通知していただきます。

- 2 本サービス契約者が本サービスで利用している NTT 西日本の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、本サービス契約者は本サービスの契約を解除する必要があります。
- 3 前項による契約解除にあたり、発生する費用の一切については、本サービス契約者が負担するものとし当財団は負担しません。
- 4 本条第 1 項の場合、当財団は、本サービス契約者に対し、以下の費用等のうち未決済のものについて、請求できるものとします。
 - (1) 事務手数料
 - (2) 工事に係る費用（第 29 条が規定する標準工事費用及び特殊工事費用）
 - (3) 契約解除までに提供されたサービスの利用料等
 - ① 解除対象の電気通信役務（付加的機能を含む）の利用料
 - ② ①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料等
 - (4) 第 34 条の利率に基づく延滞利息
- 5 前項の費用等のうち、事務手数料、工事費用及びサービス利用料等については、解除の結果割引及びキャンペーンの適用条件を満たさなくなった場合、当財団は、加入者に対し、契約開始時に遡って割引及びキャンペーンの適用前の通常料金を請求できるものとします。一定の月の途中で加入者が契約解除をした場合、当財団が加入者に対しサービス利用料を請求するときの請求額は、日割り料金を適用しません。

第 21 条（本サービス契約者が行うサービス初期契約解除）

- 1 電気通信事業法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、本サービス契約者は、契約書面を受領した日から起算して 8 日以内は、書面をもって本契約の解除（以下「初期契約解除」という）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生じます。
- 2 当財団が、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより本サービス契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本サービス契約者が改めて初期契約解除を行うことができる旨記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば、本サービス契約者は、本契約を解除できます。
- 3 本サービス契約者が契約解除を求める書面の宛先及び記載例は、別紙 1 の通りです。
- 4 当財団は、第 21 条第 4 項から第 5 項の規定は、初期契約解除の場合に、これを準用します。ただし、当財団は違約金及び契約解除までに提供された期間を超える利用料を請求することはできません。手続きに関する費用及び標準工事費用については、対価請求告示(総務省の「初期契約解除に伴う対価請求の上限額を定める告示」)の掲げる上限額の限度で、請求できるものとします。当財団が加入者に対し請求できる遅延損害金は、法定利率を上限とするものとします。

第 22 条（本サービスの契約解除にかかる責任）

本約款第 19 条、第 20 条の本サービスの契約解除に伴って発生する、本サービス契約者が被る不利益事項について、当財団はその責任を一切負いません。

第 23 条（本サービスの光回線に提供する付加機能）

当財団は別に定める付加機能を提供する場合があります。

第 24 条（利用中止）

当財団は本サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 当財団の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき
- (2) 本約款第 25 条の定めによるとき
- (3) その他当財団が必要と判断したとき

第 25 条（利用停止）

当財団は本サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) その他当財団が必要と判断したとき

第 26 条（利用の制限等）

- 1 NTT 西日本 IP 通信網サービス契約約款第 36 条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
- 2 通信が著しく輻輳したときは通信が相手先に着信しないことがあります。

第 27 条（料金等）

- 1 本サービスの料金等の体系は次の通りとします。
 - (1) 初期費用
 - (2) 工事費用
 - (3) その他の料金
- 2 前項各号所定の料金は当財団が別に定める通りとします。
- 3 本サービスの料金は利用した月の翌月に請求します。

第 28 条（初期費用）

本サービス契約者は当財団に本サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときは当財団が別に定める初期費用を支払わなければなりません。

第 29 条（工事費用）

- 1 本サービス契約者は契約者回線にかかる終端の場所の変更の届出により必要となる工事、その他本約款に定める工事が実施される場合、当財団に別紙料金表に定めるインターネット接続サービスの提供に通常必要な工事費用（「標準工事費用」という）の支払いを要します。特殊な建物や地形への対応、また時間指定等、契約者の要望への対応等による工事費用（「標準外工事費用」という）が発生した場合にも同様です。なお、本サービス契約者からの工事の申込みの受付、工事の日程等の調整、および工事費用の請求は当財団が行い、工事の実施は NTT 西日本（NTT 西日本の委託先の事業者を含む）が行います。
- 2 前項の工事に着手していたときは、当該工事完了前に本サービス契約の解除がなされたとしても、本サービス契約者は工事費用の全額を当財団に支払うことを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除または請求の撤回（本条において「解除等」という）があったときは、この限りではありません。

第 30 条（月額費用）

- 1 本サービスの料金について、開始月は日割り料金を適用します。
- 2 本サービス契約者は本サービス開始日から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日の期間について、当財団に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。なお、月額費用は満額を請求します。
- 3 当財団は、本約款に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払い対象月とされている各月における当財団所定の締め日にて、その締め日が属する月にかかる本サービスの月額費用を本サービス契約者に請求します。
- 4 本約款第 24 条の規定により本サービスが提供中止となったときは、本サービス契約者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 5 本約款第 19 条、および 20 条の規定により本サービスが契約解除となったときは、本サービス契約者はその期間中の月額費用の支払いを要します。
- 6 月額費用の紙面での料金案内送付は有料となります。

第 31 条（NTT 西日本の回線開通工事費の未払い分割払金の扱い）

当財団は本サービス契約者が従前契約していた NTT 西日本の提供する光回線サービスについて、NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款第 22 条の 2 第 3 項（1）に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について本サービス契約者に一括請求し、本サービス契約者は支払義務を負います。

第 32 条（NTT 西日本の貸与端末等に対する費用の支払義務）

本サービス契約者は本サービスの解約、移転等で端末変更を行う際は NTT 西日本より貸与された端末を NTT 西日本へ返却していただく必要があります。未返却によって NTT 西日本より当財団に対し、端末に関する費用が請求された

場合、当財団は本サービス契約者に請求し、本サービス契約者は支払義務を負います。

第 33 条（割増金）

本サービス契約者は料金の支払いを不法に免れた場合はその免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当財団が別に定める方法により、支払っていただくものとします。

第 34 条（延滞利息）

本サービス契約者は料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当財団が別に定める方法により支払っていただくものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合にはこの限りではありません。

第 35 条（本サービス契約者の維持責任）

本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

第 36 条（修理又は復旧の順位）

修理又は復旧の順位は NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款第 50 条の定めによります。

第 37 条（責任の制限）

- 1 当財団が本サービスを提供すべき場合において、当財団の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当財団が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続したときに限り、本条第 2 項に示す算定方法により、本サービス契約者に対し損害賠償するものとします。
- 2 当財団は本条第 1 項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当財団が知った時刻以後の、その状態が継続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 第 1 項の場合において、当財団の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

第 38 条（免責）

- 1 当財団は本サービス契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは何ら責任も負わないものとします。
- 2 当財団は本サービスに係る設備、その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、本サービス契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当財団の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとします。

第 39 条（契約者の個人情報の取扱いについて）

当財団は保有する契約者個人情報については、別に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき適正に取扱うものとします。

第 40 条（管轄裁判所）

本約款に係る係争については、岡山地方・家庭裁判所津山支部を第 1 審の管轄裁判所とします。

第 41 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、当財団及び契約者は誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第 42 条（反社会勢力の排除）

- 1 利用者は、自ら（利用者が法人である場合には、役員等を含む。以下本条において同じ）について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者
 - (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当財団の信用を毀損し、または当財団の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当財団は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当財団は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当財団に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

附則

本規約は 2025 年 9 月 1 日より適用します。

【料金表】月額料金、工事費、手数料等（記載金額は全て税込み表記）

■基本料金

サービス名称	概要	金額	単位
mit 光	指定プロバイダ、ケーブルテレビ加入有り	5,500 円/月	1 契約あたり
	指定プロバイダ無し、ケーブルテレビ加入有り	4,400 円/月	〃
	指定プロバイダ、ケーブルテレビ加入無し	5,720 円/月	〃
	指定プロバイダ無し、ケーブルテレビ加入無し	4,620 円/月	〃

■契約手続きに関する料金

概要		金額	単位
初回契約手数料	新規に本サービスを申し込む場合	3,300 円/回	1 契約あたり
転用事務手数料	NTT フレッツ光から本サービスに契約変更する場合	3,300 円/回	〃
事業者変更事務手数料	他光コラボ事業者から mit 光に契約変更する場合	3,300 円/回	〃

■工事に関する料金

概要	工事先への工事担当者派遣	金額	単位
標準工事費用	有り	11,660 円	1 工事あたり

※上記料金に加え、真庭ひかりネットワーク加入時負担金が必要です。

※移転時は、上記料金に加え、真庭ひかりネットワーク移設負担金が必要になる場合があります。詳しくは別途お問い合わせください。

※真庭市以外でサービスを希望される場合は、別途お問い合わせください。

■請求に関する料金

概要	工事先への工事担当者派遣	金額	単位
発行・郵送料	請求書の書面発行、郵送	550 円	1 請求あたり
	その他、お客様都合による料金等の書面発行、郵送	550 円	〃
口座再振替手数料		220 円	〃

別紙 1

- ・ 初期契約解除にかかわるお問い合わせ先、書面送付先

お 問 い 合 わ せ 先	公益財団法人真庭エスパス文化振興財団 真庭いきいきテレビ
住 所	〒719-3214 岡山県真庭市鍋屋 17-1
電 話	0867-42-7200（受付 9:30～17:30 12/30～1/3 除く）

- ・ 書面による契約解除通知の記載例

切手 〒719-3214 岡山県真庭市鍋屋 17-1 真庭いきいきテレビ mit 光係 行き	契約解除通知書 ■ 契約書交付日 年 月 日 ■ お客様番号 () ※ 契約書面記載の 6 桁番号 ■ 解除する契約サービス () ※ 契約書面記載のサービス名 上記契約を解除します。 年 月 日 住所 氏名
---	--

※ 契約書交付日は「mit 光開通のご案内」の発行日となります。お客様番号や契約サービス等は、同案内通知を参照の上、ご記入ください。

【お申込み・お問い合わせ】

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団 真庭いきいきテレビ mit 光係

TEL : 0867-42-7200 Mail : mit_hikari_collaboration@iki-iki.or.jp

受付 : 9 時 30 分～17 時 30 分 (12/30～1/3 除く)